

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の最大化を図るに当たり必要となる経営の効率化や各種のステークホルダーに対する会社の透明性・公正性の確保のため、コーポレート・ガバナンスが重要であると考えております。また、その具体的施策として、会社の意思決定機関である取締役会の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムの整備が重要であると考えております。

その上で、実際の会社の体制として、当社は監査役設置会社形態を採用しております。これは、会社規模・事業規模等に鑑み、また、社外取締役や、社外監査役を含む監査役による経営監視の体制が十分に機能するものと考え、当該体制を採用しているものであります。加えて、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図ることで、その体制を十分に強化できるものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤俊和	2,627,660	50.00
坂口京	336,980	6.41
メロンバンク エヌエー トリーティ クライアント オムニバス	290,800	5.53
ジョルダン従業員持株会	208,900	3.98
岩田明夫	120,000	2.28
佐藤照子	90,000	1.71
エフジーシーエス エヌブイトリーティ アカウント タクサブル	85,700	1.63
中村崇則	80,000	1.52
小田恭司	76,360	1.45
若杉精三郎	69,100	1.31

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 ヘラクレス
決算期	9月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
奥山至	他の会社の出身者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
奥山至		システム開発会社の経営者としての経験及び知識等を活かすことができると考え、選任いたしております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 [更新](#)

原則として毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べることで、代表取締役社長の職務執行の監督を行っております。平成21年9月期においては、開催した取締役会17回中全てに出席しております。また、執行役員会等その他の社内会議にも一部出席することで、執行役員による業務執行の監視も併せて行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況 [更新](#)

会社法及び金融商品取引法の規定に基づく監査の結果について、期末及び必要に応じ四半期末の決算時に会計監査人から報告・説明を受けることで、会計監査人が行う監査についての監視・検証等を行うこととしております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室において各部門に対する内部監査を実施する際に、必要に応じて監査役が同行するとともに、監査の結果を監査役の求めに応じて報告することで、監査役と内部監査部門の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松澤壽俊	他の会社の出身者									
五十嵐雅子	学者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
松澤壽俊		国際的な見地と中立的な立場を考慮し、選任いたしております。
五十嵐雅子	当社は当該他の会社の株式を保有しておりますが、保有比率及び金額に鑑み、重要性はないものと考えております。また、その他の資本的関係又は取引関係等は特にありません。	長年教育に携わったことで培われた深い見識と、現に会社の経営に当たっている豊富な経験から、経営全般の監視と有効な助言を期待できるものと考え、選任いたしております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

原則として全員が取締役会及び監査役会に出席し、必要に応じて意見を述べることで、取締役の職務執行の監査を行うこととしております。平成21年9月期においては、開催した取締役会17回中、松澤壽俊は16回に、五十嵐雅子は全てにそれぞれ出席しております。(なお、監査役会は平成21年12月に新たに設置したため、現時点では開催されていません。)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役賞与を各期の利益額に応じて変動させることで、業績向上のインセンティブとなるようにしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

監査役報酬についても、社内・社外の別に各々の総額を開示しております。また、事業報告については、当社ホームページに掲載し公衆縦覧に供し

ております。

具体的には有価証券報告書において、以下の形で開示しております(金額は平成21年9月期実績)。なお、事業報告においても、表記方法は異なりますが、同様の内容を記載しております。

当社の役員報酬の内容については以下の通りであります。

取締役に対する報酬	5名	45,450千円	(うち社外取締役	2名	2,250千円)
取締役に対する賞与	4名	7,900千円	(うち社外取締役	1名	300千円)
監査役に対する報酬	3名	9,600千円	(うち社外監査役	2名	2,400千円)
監査役に対する賞与	3名	1,600千円	(うち社外監査役	2名	400千円)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)の補佐につきましては、経営企画室が担当しております。経営企画室が社外取締役(社外監査役)との連絡窓口となり、情報の伝達を行うとともに、社外取締役(社外監査役)の情報収集をサポートするため、必要に応じて説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

業務執行を担う代表取締役社長・社長執行役員・執行役員及び各部門責任者を取締役会にて選任し、経営方針に基づき、社長の指揮命令の下、執行役員が実際の業務執行を担っております。その際、各部門責任者を兼ねる執行役員が、社長に直接、もしくは原則として月1回行う執行役員会等で、部門又はプロジェクト毎の進捗状況及び営業・開発活動の状況等について報告を行うことで、業務執行における責任の明確化と効率性の向上を図っております。

取締役会においては、社長又は担当執行役員から当社及びグループ会社の営業・開発活動の状況等について報告を行うことで、取締役会が業務執行に対する監督の役割を担っております。特に、その実効性を高めるため、取締役中に社外取締役を含めており、原則として毎回取締役会に出席し必要に応じて意見を述べることで、代表取締役社長の職務執行の監督を行っております。なお、社外取締役については、執行役員会等その他の社内会議にも一部出席することで、執行役員による業務執行の監視も併せて行っております。

監査機能としては、監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べることで、取締役の職務執行の監査を行っております。監査役のうち1名は常勤監査役であり、重要書類の閲覧、子会社の調査、取締役や従業員からのヒアリング等を行うことで、業務全般の妥当性・有効性等の監査を行い、必要に応じて助言を行っております。平成21年12月には新たに監査役会を設置し、監査役による審議及び意見交換等がより緊密に行われるようにすることで、監査機能の充実を図っております。

また、監査法人には、金融商品取引法の規定に基づき、通期の財務諸表監査、内部統制監査及び四半期レビューを受けております。監査法人の業務執行に関する各種事項については以下の通りであります(平成21年9月期の状況)。

業務を執行した公認会計士の氏名 畠山伸一、松尾浩明

所属する監査法人名 新日本有限責任監査法人

監査業務にかかる補助者の構成 公認会計士 5名、その他 6名

(注)継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

平成21年12月には新たに会社法上の機関としての会計監査人を設置することとし、金融商品取引法の規定に基づく監査法人と同じく新日本有限責任監査法人を選任いたしました。これにより、会計監査機能の強化及び更なる独立性の確保を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第30期定時株主総会につきましては、平成21年12月22日に開催いたしました。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回の頻度で定期的(5月、11月)に開催し、社長と担当執行役員が決算内容・業績見通し・事業展開等について説明しております。アナリスト・機関投資家・証券会社の営業担当者等、合わせて20～30名程度の方に参加していただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URLは http://www.jorudan.co.jp/ir/ で、決算短信、決算以外の適時開示資料及びその他の開示資料、有価証券報告書・四半期報告書及び内部統制報告書、会社説明会資料、株主総会招集通知、株主通信、(株主向け)経営近況報告会資料、並びにコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を担当部署としております。また、執行役員経営企画室長岩田一輝を担当者としております。	
その他	機関投資家向けに個別にミーティングを実施しており、代表者自身による説明も行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	経営理念の中で、「IT技術に基づく独創的な構想力を持った「もの」(ソフトウェア・コンテンツ・プラットフォーム)を世に問いながら、より便利な未来、誰もがもっと個性を發揮する社会の実現を目指すこと、また、構成員の「個」を大切にす、すなわち個性を活かせるワークスタイルを尊重し、かつ、学習・コミュニケーションの場を提供していくことを定めております。併せて、それらにより、業績及び企業価値の向上を図るとともに、社会全体に広く貢献できる企業グループとなることを定めております。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

業務執行が法令・定款に適合すること等の業務の適正を確保することで不正や過失等を未然に防ぐことや、取締役会の意思決定や経営方針等に従って業務執行が進められるようにすること等を目的として、ひいてはそれらが企業価値の向上につながるものと考え、内部統制システムの整備を進めていく必要があると考えております。

(2) 整備状況

実際の整備状況としましては、まずコンプライアンス体制につきましては、就業規則やインサイダー取引防止規程等の社内規程において、関連する規定を設けるとともに、東京銀座総合法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

リスク管理体制につきましては、部門又はプロジェクト毎の会議を通じ、又はそれらを踏まえて各部門責任者を兼ねる執行役員から、執行役員会や社長へ状況報告を行うこととしております。さらに、それらの報告のうち重要なものについては、社長又は担当執行役員から取締役会に報告することとしております。これらの体制により、対処すべきリスクや重要事実の発生可能性等の情報の集約を図り、迅速な対処につなげております。

内部監査につきましては、社長直属の組織として内部監査室(人員1名)を置き、内部監査規程に基づいて、必要に応じて監査役や監査法人と連携しながら、各部門の業務執行・管理体制の妥当性や法令及び社内規程への適合性、会計記録の信頼性等に関する内部監査を実施する体制を採っております。

グループ会社につきましては、関係会社管理規程に従って管理を行うことや、当社の社長や関係会社管理を担当する経営企画室長等がグループ会社の取締役を兼任すること等により、当社の取締役会の意思決定や経営方針等に沿った業務執行や対処すべきリスクの把握等が行える体制としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶すること、を基本方針とし、組織全体として取組みを行ってまいります。

(2) 整備状況

反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備につきましては、まず自社株の日々の売買状況から不自然な動き等がないかを確認するとともに、証券代行機関等からの情報を基に期末及び中間期末の株主の属性判断を反社会的勢力について行っております。加えて、外部機関のセミナーを受講すること等により反社会的勢力による被害の防止に関する知識を深め、実際の被害防止に努めております。反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応部署は管理部とし、情報の一元管理・蓄積等を行うこととしております。また、対応に際しては、顧問法律事務所等の外部専門機関との連携を図ることとしております。

今後は、対応マニュアルの整備や役職員向け研修の実施、契約書への条項導入等を進めてまいります。

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの整備として、グループ会社の増加を踏まえたグループ会社を含めた体制の強化について、今後の検討課題としております。また、コンプライアンス体制・リスク管理体制の強化の一環として、情報セキュリティに関する体制を強化するため、当社及び一部のグループ会社において、平成19年9月に情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO27001 (ISO/IEC27001:2005) 及びその国内規格である、JIS Q 27001 (JIS Q 27001:2006) の認証を取得し、役職員の情報取扱に関する教育・訓練等を含め、情報セキュリティ管理体制の継続的な強化に努めております。

